飲料用自動販売機の設置場所の貸付けについて、一般競争入札を執行しますので、秦野市契約規則（昭和３９年秦野市規則第２３号）第８条の規定により公告します。

令和７年５月　　日

　　秦野市副市長　石　原　　　学

１　貸付物件

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地及び  設置場所 | (1)秦野市戸川１５４番地の１  三屋台児童館道路沿い出入口付近（屋外）  (2)秦野市北矢名２１４番地の１  　北矢名児童館道路沿い出入口付近（屋外）  (3)秦野市曲松一丁目３番１８号  　 曲松児童センター駐輪場（屋外）  (4)秦野市堀川１０３番地の１  　 堀川児童館駐輪場（屋外） |
| 設置機種 | 災害対応型 |
| 設置台数 | 各１台（計４台） |
| 貸付面積 | 各１．２㎡（計４．８㎡） |
| 備考 | 「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」を販売品目に入れること。 |

※　貸付面積は概算です。転倒防止器具、放熱スペース及び容器回収箱の設置に必要な面積とします。

※　施設の概要及び詳細な貸付場所については、別紙「物件個別明細書」及び「貸付場所位置図」を参照してください。

※　貸付場所を確認する場合は、施設管理者（秦野市役所　こども健康部　こども育成課）へ連絡した後にお願いします。

２　入札参加資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2)　秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成１７年４月１日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3)　自動販売機の設置業務において、法令等を遵守し、自ら管理及び運営をする３年以上の実績を有していること。

(4)　個人の場合は秦野市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）、支店又は営業所を有していること。

(5)　国税、都道府県税及び秦野市税の滞納がないこと。

(6)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7)　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属している者でないこと。

(8)　秦野市暴力団排除条例（平成２３年秦野市条例第１８号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５条）第２３条に違反した者でないこと。

３　貸付条件等

(1)　貸付期間

貸付期間は、令和７年７月１日から令和１０年６月３０日までの３年間とし、契約更新は行いません。

(2)　貸付料

貸付料は、自動販売機の売上金額（「おいしい秦野の水」の売上げを除く。）に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

なお、土地の貸付けは非課税取引に該当するため、屋外に設置する物件に消費税はかかりません。

(3) 売上報告書の提出等

　 　 設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期の最終月の翌月１５日までに報告書を本市に提出することとし、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を本市が指定する期日までに支払うものとします。

(4) 費用負担区分

ア　自動販売機等の設置経費

　　　　自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、全て設置事業者の負担とします。

　 イ　電気料

　　設置事業者は、電力使用量計測用子メーターを自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気料について、本市が指定する期日までに納入すること。（算定式：月額電気使用料＝電気料単価（税込）×個別メーターの月間消費電力量）

(5)　違約金の算定方法

　　　設置業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借期間の契約履行ができなくなったときには、本市が算定した違約金について、本市が指定する期日までに納入すること。（算定式：違約金＝現年度平均売上金額（税込）×落札時貸付料率×０．１×契約不履行月数）

　　　なお、契約不履行月数とは、契約履行ができなくなった日の属する月から契約満了月までの期間を指す。ただし、契約履行開始から１か月に満たない期間に契約履行ができなくなった場合には、前年度契約していた自販機の月平均売上金額を参照して算定を行います。（算定式：違約金＝前年度月平均売上金額（税込）×０．１×３６月）

４　入札案内書、申請用紙等の配布

(1)　配布期間

令和７年５月１２日（月）から同年５月２３日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2)　配布時間

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

(3)　配布場所

秦野市役所本庁舎３階　こども健康部　こども育成課

　　 なお、入札案内書等は、秦野市Ｗｅｂサイト上でダウンロードすることができます。

５　入札参加申請

入札参加希望者は、「秦野市立児童館自動販売機設置場所の貸付け入札

（郵送）案内書」を必ず確認のうえ、入札参加申請書及び資格確認資料を持参により提出し、入札参加申込を行ってください。

(1)　受付期間

令和７年５月１５日（木）から同年５月２３日（金）まで

(2)　受付時間

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

(3)　提出場所

　　 秦野市桜町一丁目３番２号

　　 秦野市役所本庁舎３階　こども健康部　こども育成課

　 ※　直接書類を持参してください。郵送による受付は行っていません。

(4)　提出書類　１部

６　入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の郵送により通知します。

なお、審査の結果について不服がある場合は、申し立てることができます。

７　入札案内書等に対する質問

(1)　質問期間

令和７年５月２６日（月）から同年５月２８日（水）まで

(2)　質問提出方法

質問書（第４号様式）を５(2)に記載の場所に持参するか、郵送、ファックス又は電子メールでの送付とします。

(3)　質問者への回答

　 質問者に対し、電子メールにて回答します。

なお、必要に応じてその他の入札参加希望者に対しても、質問回答内容を電子メールにてお知らせすることとします。

８　開札の日時及び場所等

(1)　開札日時

　　 令和７年６月６日（金）午後２時から開札します。

(2)　開札場所

　秦野市役所本庁舎地階　男子厚生室

(3)　開札の立会いについて

立会いを希望する場合は、事前にこども育成課まで御連絡ください。立会いについては、代表者以外でも構いません。

また、このとき委任状は不要ですが、本人確認のできるもの（運転免許証等）を提示していただく場合がございます。立会い希望がない場合については、入札事務に関係のない本市職員が立会い、開札を執行します。

９　入札の方法及び落札者の決定方法

(1)　入札の方法

ア　入札書には、貸付料率をパーセント（小数点第２位まで）で記載して

ください。

なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額

は含みません。）の割合です。

イ　入札書は封筒に入れて提出してください。

　　ウ　代理人による入札の場合は委任状を提出し、委任を受けた方の名前で入札してください。

(2)　入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(3)　落札者の決定

ア 最低貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。

イ　落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

ウ　最低貸付料率以上の割合の入札がない場合は、希望者により、直ちに。再度の入札を行います。

エ　落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(4)　再入札

　　 最初の入札において落札者がないときは、１回に限り再度の入札を行います。その際は、こども育成課から別途連絡します。ただし、最初の入札に参加しなかった者及び失格又は無効となった者は参加できません。

１０　入札保証金

免除します。

１１　入札結果の公表

入札結果は、次の事項について公表するものとします（ただし、個人名及び個人の住所については除きます。）。

(1)　落札者名

(2)　落札料率

(3)　入札参加者数

１２　契約保証金

免除します。

１３　貸付契約の締結

落札者は落札決定の日から起算して７日以内（最終の日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の場合は、その直後の平日まで）に行います。

１４　その他

(1)　資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求め、又は実態調査を行うことがあります。

(2)　提出された資格確認資料は、返却しません。

(3)　提出された資格確認資料を公表し、又は無断で他の目的に使用することはしません。

(4)　契約期間中に会社の名称変更、合併等があった場合でも契約内容を引き継ぐものとします。

(5) 入札を公正に執行することが困難と認められるときその他やむを得ない

事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てること及び入札に要した費用を本市に請求することはできません。

(6)　本書に記載のない事項については、秦野市立児童館自動販売機設置場所の貸付け入札案内書によります。

１５　入札に関するお問合せ

　　　秦野市役所　こども健康部　こども育成課　地域子育て担当

　　　郵便番号　257-8501　秦野市桜町一丁目３番２号

電話番号　０４６３－８６－６２７０

　　　ＦＡＸ　　０４６３－８２－６７９３

　　　電子メール　kodomo@city.hadano.kanagawa.jp